

新型コロナウイルス感染症の対応（20年4月版）

2020年4月6日（月）決定

基本的な方針 生徒・スタッフの生命・安全の優先した上で、授業活動・学習指導を行う。

【通常の授業ガイドライン（全体）】

（1）生徒に皆さん、保護者の方々にお願い

- ① 検温をし、37.5度以上の熱がある場合には欠席してください。
- ② 来塾時、入り口の除菌ティッシュで手を洗ってください。
- ③ 咳などが出る場合は、マスクを着用してください。（咳などがない場合も、予防でのマスク着用を推奨します） マスクが必要な場合は申し出てください。
- ④ トイレを利用した場合は必ず薬用ハンドソープで手洗いをしてください。
- ⑤ 帰宅時の手洗いとうがい、洗顔などを徹底してください。
- ⑥ 感染リスクの高まる基礎疾患がある場合、塾長に申告してください（プライバシーは保持します）

（2）塾で気を付けること **NO！3密の徹底**

授業を行う場合は、政府の専門家会議が提示した3つの条件を排除した形で実施いたします。

① 密閉空間であり換気が悪い。

〈対策〉

- ・換気をこまめに行い、風通しを確保する。
- ・換気の悪い**第3教室は原則集団授業では使わない。**

② 手の届く距離に多くの人がいる。

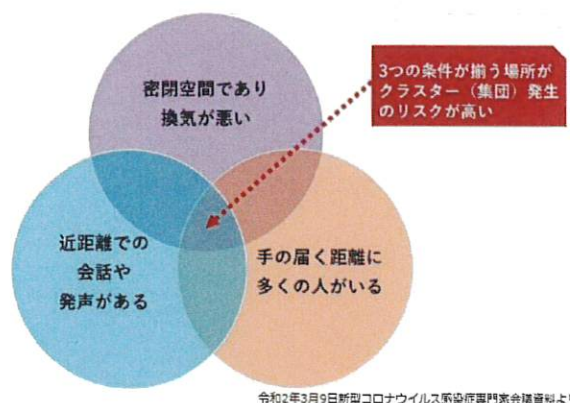
〈対策〉

- ・座席の配列を工夫し、生徒間の距離を離すことで飛沫感染を防止します。

③ 近距離での会話や発声がある。

〈対策〉

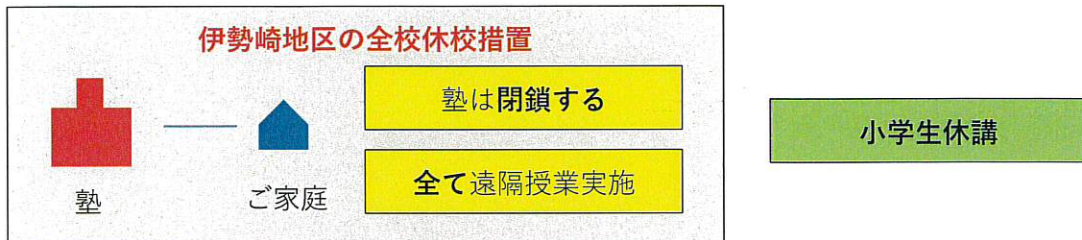
- ・講師のマスク着用を義務付けます。生徒もできるかぎり着用してください。



【緊急時の授業運営ガイドライン（中学生版）】

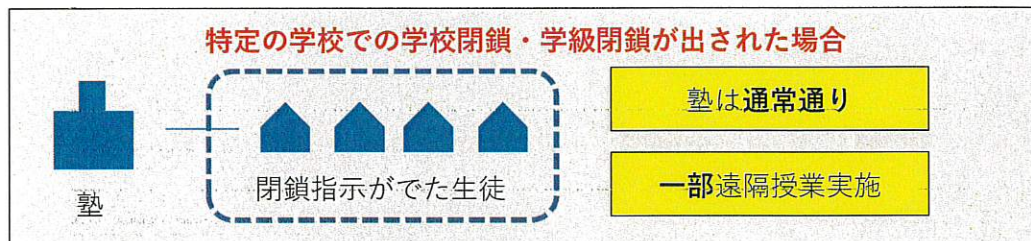
 = 塾（赤は施設閉鎖を表す）  = ご家庭

ケース A 政府や自治体から休校措置が出され、伊勢崎地区がその該当地域である場合



- ① 設定された期間、塾は休校とします。ただし、**中学生は ZOOM による双方向ライブ授業を時間割と同じ形で行います**（双方向ライブ授業実施マニュアル参照）。**小学生は期間中、休講**とします（休講分は返金対応）。
 - ② **授業時間以外も、ZOOM を活用して、自習の監督・指導や補習指導なども実施いたします。**
 - ③ 休校期間中、必要に応じて家庭学習に必要な教材を提供します。
- ※ 中学生は通常通りの授業料、小学生は休講期間中は 0 円です。

ケース B ある学校から感染者が出て、学校閉鎖・学級閉鎖になった場合



- ① **塾は通常通り運営**しますが、閉鎖対象となった生徒は欠席してください。欠席分の対応については、ZOOM による双方向ライブ授業に参加する、もしくは振替授業で対応します。
- ② 万が一、当該生徒が罹患してしまい、授業を受けられない場合は、治療期間は休塾扱いにし、その期間内の授業料は返金いたします。

ケース C 塾内から感染者が出た場合

万が一、新型コロナウイルス感染症の罹患者が塾内から出た場合、**すみやかに行政機関に報告し、その指示に従って行動**いたします。（万が一、生徒が罹患してしまった場合、個人情報の保護は徹底いたしますので塾長あてにご連絡ください。感染の拡大防止のためにもご理解お願いいたします）

◎想定されるケース

① スタッフが感染者の濃厚接触者になった場合

- ・ 行政機関の指示を仰ぎながら行動します。
- ・ 当該スタッフは行政機関が定めた期間を自宅待機とし、PCR 検査で陰性が確認され、行政機関の許可が下りた段階で復職する。
- ・ 当該スタッフ休業中は、別の講師が指導を担当する。

② スタッフが感染者の濃厚接触者になり、PCR 検査で陽性だった場合

- ・ 行政機関の指示を仰ぎながら行動します。
- ・ 関係者には LINE やメールなどで状況を報告し、必要期間、休業措置をとる。
 - 教室内の消毒作業など必要な措置を実施。
 - 休業期間中、受講できなかった授業は返金する（日割り計算）。
- ・ 行政機関の指示のもと、当該スタッフと濃厚接触した関係者の有無を調査し、濃厚接触到に該当するケースをリストアップし、必要な措置を講じる。
- ・ 当該スタッフの治療期間中は、別の講師が指導を担当する（塾の休業措置明け～講師復帰まで）

③ 生徒が感染者の濃厚接触者になった場合

- ・ 当該生徒は行政機関が定めた期間を自宅待機とし、PCR 検査で陰性が確認され、行政機関の許可が下りた段階で復帰してもらう。
- ・ 自宅待機中、体調などに問題がなく、勉強できる状態であれば、ZOOM による双方向ライブ授業に出席することができる。

④ 生徒が感染者の濃厚接触者になり、PCR 検査で陽性だった場合

- ・ 行政機関の指示を仰ぎながら行動します。
- ・ 関係者には LINE やメールなどで状況を報告し、必要期間、休業措置をとる。
 - 教室内の消毒作業など必要な措置を実施。
 - 休業期間中、受講できなかった授業は返金する（日割り計算）。
- ・ 行政機関の指示のもと、当該生徒と濃厚接触した関係者の有無を調査し、濃厚接触到に該当するケースをリストアップし、必要な措置を講じる。
- ・ 当該生徒の治療期間中は、休塾の扱いにし、その期間中の授業料は返金する。

◎危機管理体制 ケース②・④の場合

塾長もしくは副塾長をリーダーにした危機管理委員会を設置

- ・ 所轄行政機関との連携を行う。
- ・ ホームページや SNS など適切な情報発信を行い、2 次感染の防止と風評被害の防止に努める。
- ・ 関係者が不当な差別や風評被害を受けた場合の窓口になり、精神的なケアが行える体制を構築。
- ・ その他、必要と考えられる対策を行う。